

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会の役員等の費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「役員等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 地区社会福祉協議会会長
- (5) 各委員会委員
- (6) 各相談員
- (7) その他会長が特に必要と認めた者

(費用弁償の金額及び支給方法)

第3条 役員等が会議、集会、相談員活動、研修等に出席したときは、費用弁償（次条に定める旅費を除く。）を支給することができる。ただし、役員報酬等に関する規則第1条に掲げる常勤役員等及びさいたま市職員で役員等の職にある者は除く。

2 費用弁償の額及び支給方法については、別表のとおりとする。

(旅費)

第4条 役員等が市外に、又は宿泊を伴う旅行をしたときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の種類及び額等については、旅費規則の例による。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役員区分	金額	支払方法
第2条第1号から第5号まで及び第7号に掲げる者	3,000円	その都度支給する。
第2条第6号に掲げる者	2,000円	3月分を一括し、その翌月末日までに支給する。